

総務文教常任委員会

平成 27 年 6 月 3 日

総務部 総務課

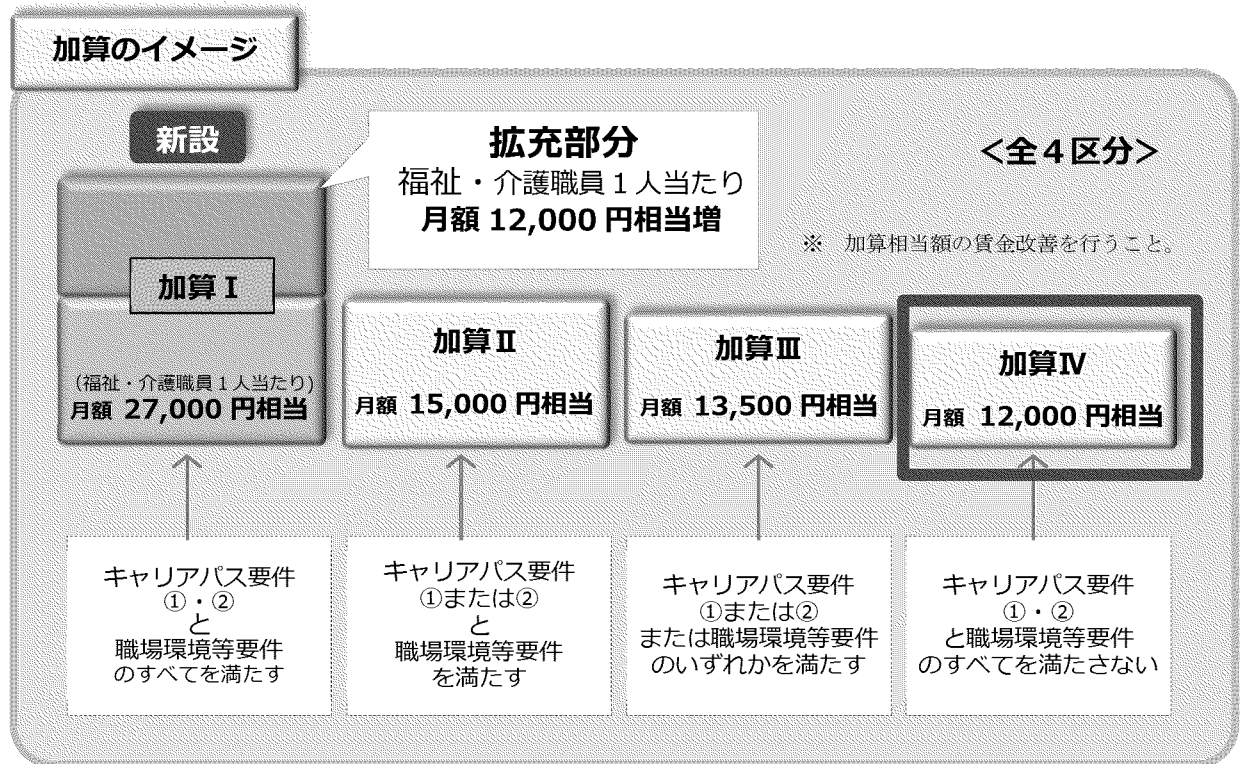
1 臨時職員等の介護職員処遇改善加算について

臨時職員等の介護職員処遇改善加算について

1 介護職員処遇改善加算の目的

福祉・介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的にした加算で、平成27年度介護報酬等の改定において、当該加算が拡充（下図の新設部分）されました。

このたび当該加算を受けるべく知事に対して届出を行い、介護職員の人材確保、人材育成のため、ケアホームかとう等で勤務する介護職員の処遇改善（基本給による賃金改善）に取り組むこととし、臨時職員等の給与を規定している加東市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正します。



2 対象職員

臨時職員及び日々雇用職員の介護職員で、下記に勤務するもの。

- (1) ケアホームかとう
- (2) 社会福祉課（ヘルパー）

3 賃金の改善額

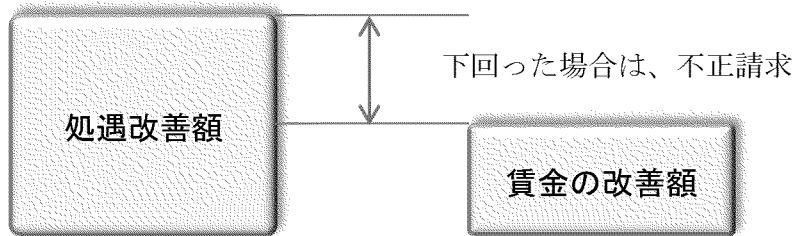
介護報酬等に対する加算措置であり、利用実績により変動するため、現段階では、月額12,000円程度の引き上げと見込んでいます。

※年額では、180,000円

月額12,000円×（12か月+3か月【期末手当分】）

4 加算額と賃金改善額

賃金の改善額が、加算された額を下回った場合は、不正請求となる。



5 実施時期 平成27年7月支給分からの予定

資料

キャリアパス要件①

次のイ、ロ及びハの全てに適合すること。

イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

キャリアパス要件②

次のイ及びロの全てに適合すること。

イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT 等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。

表1 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）に該当（ア）	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）に該当（イ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）に該当（ウ）	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）に該当（エ）
<ul style="list-style-type: none"> （介護予防）訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	8.6%	4.80	（イ）により算出した単位（一単位未満の端数四捨五入）×0.9	（イ）により算出した単位（一単位未満の端数四捨五入）×0.8
<ul style="list-style-type: none"> （介護予防）訪問入浴介護 （介護予防）通所リハビリテーション 	3.4%	1.9%		
<ul style="list-style-type: none"> （介護予防）通所介護 	4.0%	2.2%		

<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 	6.1%	3.4%		
<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）認知症対応型通所介護 	6.8%	3.8%		
<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス 	7.6%	4.2%		
<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 	8.3%	4.6%		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・（介護予防）短期入所生活介護 	5.9%	3.3%		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保健施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（老健） 	2.7%	1.5%		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護療養施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護 	2.0%	1.1%		
（病院等（老健以外））				

表2 職場環境等要件

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ◆ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ◆ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ◆ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る） ◆ その他
職場環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ◆ ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ◆ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 ◆ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ◆ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ◆ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ◆ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ◆ その他
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ◆ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） ◆ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ◆ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ◆ 非正規職員から正規職員への転換 ◆ 職員の増員による業務負担の軽減 ◆ その他